

資料 2 - 2

宿泊税条例の概要

課税客体	宮城県内に所在する旅館・ホテル，簡易宿所，特区民泊・民泊に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊行為
課税標準	宿泊施設における宿泊数
納税義務者	宿泊施設における宿泊者
免税点	1人1泊3,000円未満の宿泊に対しては，宿泊税を課さない。
税率	1人1泊につき300円
徴収・納入方法	特別徴収義務者である宿泊施設の経営者が，当該宿泊施設の宿泊者から宿泊税を徴収し，四半期ごとに申告納入する方法
適用期間	規則で定める日（令和3年4月1日を予定）から令和8年3月31日まで
税収の使途	観光資源の魅力の増進，旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用